

江東区立学校における働き方改革推進プラン

平成30年10月

(令和元年9月改定)

江東区教育委員会

はじめに

わが国では、長時間にわたる過重労働がもたらす過労死や精神疾患の増加が大きな社会問題となっています。文部科学省が実施した「教員の勤務実態調査」によると、教員の勤務時間は小学校・中学校いずれも10年前の同じ調査に比べて大幅に増加しており、小学校教員の約34%、中学校教員の約58%が、時間外勤務が月80時間以上である「過労死ライン」に達している実態が明らかになりました。

江東区教育委員会では、平成29年12月に国が示した「学校における働き方改革に関する緊急対策」や、東京都教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」を受け、平成30年2月に「学校における働き方改革検討委員会（以下、「検討委員会」といいます。）」を設置し、区立幼稚園・小学校・中学校及び義務教育学校（以下、「区立学校」といいます。）における勤務環境の改善を検討してきました。

このたび、学校における働き方改革を一層推進するため、「江東区立学校における働き方改革推進プラン」を策定いたしました。当プランの策定にあたりましては、国や東京都の動向を踏まえつつ、学校現場の代表者が参加する検討委員会での検討結果等を反映いたしました。

今後、このプランを着実に推進し、区立学校における働き方改革を計画的かつ速やかに実行することにより、教職員が心身ともに健康な状態で子どもたちと向き合える学校園づくりを目指して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年10月

江東区教育委員会

目 次

1	プランの基本的な考え方	1
	(1) 学校における働き方改革の目的	
	(2) 当プランの位置づけ	
	(3) 学校における働き方改革の目標	
	(4) 取組みの方向性	
	(5) 区教育委員会の役割	
2	区立学校における現状と課題	3
	(1) 教員業務の見直しについて	
	(2) 人的支援による環境整備について	
	(3) 業務分担における庁内調整について	
	(4) 働き方に対する意識改革について	
3	区立学校における働き方改革に向けた取組み	5
4	プランの実現へ向けて	7
	(1) 検討の進め方	
	(2) 取組みに関する検証等	
	(3) 保護者や地域社会における理解促進	
	(4) 国・都への働きかけ	
	(5) 実施スケジュール	
	(6) 目標の達成時期について	
参 考		
	都における教員の勤務実態	9

1 プランの基本的な考え方

(1) 学校における働き方改革の目的

学校教育を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など新たな対応も求められています。

一方で、文部科学省や東京都の調査では、教員による長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは区立学校に勤務する教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼしていると考えられます。

このため、区教育委員会は、「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員が心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換を図り、限られた時間の中で児童生徒に接する時間を十分に確保し、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる状況を作り出すことを目指します。

(2) 当プランの位置づけ

学校における働き方改革を進めるためには、各学校がその実態に応じた取組みを進めることができるよう、改善目標を含む実施計画を策定することが必要です。

当プランは、区立学校に勤務する教員のサービスを監督する区教育委員会の実施計画であり、教員自身が安心し、誇りを持って働ける環境の整備を目指すものです。

今後、区教育委員会は当プランにより、区立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、目標の達成状況を検証し、必要な施策の見直しを行うなど、継続的に区立学校の働き方改革に取り組んでいきます。

(3) 学校における働き方改革の目標

東京都の「学校における働き方改革推進プラン」では、厚生労働省の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」や国における働き方改革の動向について念頭に置き、まずは「過労死ライン」相当の長時間労働の解消を目指すべく、都教育委員会として、都立学校及び公立小・中学校等における共通の目標を掲げています。

区教育委員会では、当面の目標として、都教育委員会が共通目標として掲げている内容を掲げるとともに、学校における働き方改革の取組みを進めていく中で、教員の在校時間の更なる縮減に努めていきます。

<当面の目標>

週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする

※上記でいう在校時間60時間とは、月当たりの時間外労働が概ね80時間となる状態を週当たりに換算したものを。

(4) 取組みの方向性

国は、中央教育審議会による「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」を踏まえ、文部科学省が中心的に実施していく内容として、「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめました。

【国の緊急対策】

- ①業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策
- ②学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し
- ③勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置
- ④「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備
- ⑤進捗状況の把握等

また、東京都は、東京都版「学校における働き方改革推進プラン」において、取組みの方向性として以下の5点を柱とし、これらを組み合わせて総合的な対策を講じていくこととしています。

【都の取組み】

- ①在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- ②教員業務の見直しと業務改善の推進
- ③学校を支える人員体制の確保
- ④部活動の負担を軽減
- ⑤ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

区教育委員会では、取組みの方向性として、こうした国や東京都の方向性を踏まえつつ、学校現場からの意見等を取り入れながら、以下の4点を掲げました。

<取組みの方向性>

	取組みの方向性	検討項目
1	学校運営の効率化	(1) 学校が作成する計画等の整理 (2) 学校組織の整理 (3) 勤務時間の把握 (4) 学校への照会件数の整理 (5) 開校時間の管理 (6) 学校閉庁日の設定 (7) 部活動休養日の設定
2	実現に向けた予算化等の環境整備	(1) 私費会計の管理適正化 (2) 専門スタッフの充実 (3) サポートスタッフの充実 (4) 外部委託による支援 (5) 施設開放
3	業務分担における庁内調整	(1) 区長部局と学校の関係の整理 (2) 学校参加イベントの見直し
4	保護者・地域等との調整	(1) 放課後及び夜間対応 (2) 登下校対応の検討 (3) 保護者・地域の理解 (4) コミュニティスクール活用

(5) 区教育委員会の役割

区教育委員会は、当プランの進行管理を行うほか、必要に応じて当プランを適宜見直すなど、学校における働き方改革を着実に推進します。また、検討委員会や校園長会などを通じて学校現場の意見等を的確に吸い上げ、本区の教育施策への反映を図っていきます。

教育施策の実施にあたっては、学校運営の視点のみではなく、教育委員会事務局の業務改善の視点にも立ち、効率的かつ効果的な事業運営により、区教育委員会における働き方改革にも努めていきます。

2 区立学校における現状と課題

(1) 教員業務の見直しについて

本区では、校務支援システム導入等による学校ICT化、中学校事務の共同化、学校用務及び学校警備の業務委託など、学校運営の効率化を図ってきました。

今後も、一層の効率化を図るため、在校時間の管理や部活動休養日の設定など、教員業務の質的転換や勤務時間の運用について見直しが必要です。そのためには、教員の在校時間を適切に把握する必要があり、ICT等を活用し、教員の勤務状況を客観的に把握・集計することが求められています。

(2) 人的支援による環境整備について

これまで本区では、教育環境の変化に対応して、外国語指導助手（ALT）やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校を支える専門スタッフ等の配置を進め、学校運営を支援してきました。

一方で、障害児や外国人など支援を必要とする児童・生徒の増加や、SNSの普及に伴うコミュニケーションの多様化など、区立学校を取り巻く環境は複雑化しつつあります。教員が本来業務に専念できるよう、学校事務職員の職務内容の明確化や、専門スタッフやサポートスタッフの充実を図る必要があります。

(3) 業務分担における庁内調整について

行政の円滑な運営に当たっては、区立学校の協力が必要となりますが、一方で、学校が区政に対して果たす役割は以前と比べて大きくなり、学校への調査照会件数の増加や、学校参加イベントの機会増加など、学校に求められる業務は増え続けています。

今後、学校が果たすべき役割を効率的に行うため、区長部局を含めて、調査や照会の整理や学校参加イベントの見直し等を検討するなど、効率的かつ効果的な業務運用を図る必要があります。

(4) 働き方に対する意識改革について

プランの推進にあたっては、これまで培ってきた教員業務の優れた部分を残しつつも、工夫して改められる事柄については、改善していく必要があります。業務の継承と改革を着実に進めていくためには、教員への情報共有や研修など意識改革を進める取組みは勿論のこと、保護者や地域住民の理解が不可欠です。学校や教育委員会からプランの趣旨や意図について積極的な情報発信を行うなど、理解促進を図る取組みが必要です。

3 区立学校における働き方改革に向けた取組み

区教育委員会は、教員の負担を軽減し、長時間勤務の是正に向けた勤務環境等を整備するため、早急に「区立学校における働き方改革」に取り組む必要があります。そこで、「取組みの方向性」で挙げた18の検討項目について、(i) 早期着手が必要な項目と (ii) 長期的な検討が必要な項目に分類し、(i) については令和元年度末までの実施、もしくは実施へ向けた予算化を検討していきます。また、(ii) については、調整が多岐に渡るものや、体制の整備に関わるものであるため、今後検討の機会を調整していきます。

項番	取組みの方向性	(i) 早期着手する項目	(ii) 長期的な検討項目
1	学校運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間の把握 ○学校への照会件数の整理 ○開校時間の管理 ○学校閉庁日の設定 ○部活動休養日の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校が作成する計画等の整理 ○学校組織の整理
2	実現に向けた予算化等の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○私費会計の管理適正化 ○専門スタッフの充実 ○サポートスタッフの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○専門スタッフの充実 ○サポートスタッフの充実 ○外部委託による支援 ○施設開放の実施方法
3	業務分担における庁内調整	—	<ul style="list-style-type: none"> ○区長部局と学校の関係の整理 ○学校参加イベントの見直し
4	保護者・地域等との調整	—	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後及び夜間対応 ○保護者・地域の理解 ○コミュニティスクール活用 ○登下校対応の検討

★早期着手する項目の取組方針★

勤務時間の把握

これまでは、出勤簿や休暇簿、管理職による現認等により把握していましたが、在校時間を客観的に把握・集計するため、必要なシステム等を構築します。

学校への照会件数の整理

調査・照会の留意事項や、依頼時におけるメールの雛型を策定しました。今後も適正に活用していきます。

開校時間の管理

保護者や地域住民等に対して、教員の正規勤務時間についてご理解を得ながら、区立学校で留守番電話を活用するなど、教員による時間外対応の軽減を図ります。

学校閉庁日の設定

平成30年度に学校閉庁日を設定しました。令和元年度以降も毎年設定することで、教員による休暇取得を促進するための環境を整備します。

部活動休養日の設定

部活動休養日や活動時間を設定するほか、部活動指導員の活用による教員の負担軽減や指導の充実を図るなど、部活動運営の適正化を推進します。

私費会計の管理適正化

教材費や学校給食費といった金銭の徴収や管理、支払いの催促等について、国や東京都及び他自治体の動向等を注視しつつ、運用のあり方を検討していきます。

学校スタッフの充実

限られた教員数により、多様化、複雑化かつ膨大化する教育ニーズに対する的確に対応するため、専門スタッフやサポートスタッフを適切に配置するなど、教員が本来の業務に専念できる環境を構築していきます。

4 プランの実現へ向けて

(1) 検討の進め方

区教育委員会では、平成30年2月に検討委員会を設置し、教員の勤務環境の改善へ向けた検討を行ってきました。学校における働き方改革の検討にあたっては、今後も引き続き検討委員会を活用するとともに、教育施策の立案や予算化の際は、学校現場の意見等を可能な限り反映するように努めます。

また、教員の勤務環境を着実に改善するべく、検討事項に優先順位を設定し、計画的かつすみやかに取り組んでいきます。

(2) 取組みに関する検証等

当プランによる取組みについては、検討委員会を開催して進捗状況を定期的に報告するとともに、実施効果を検証し、必要に応じて取組みの見直しを図るなど、PDCAサイクルを運用して改善していきます。また、教育環境や区民ニーズ等の変化を的確に捉え、検討すべき項目が生じた場合は当プランを改定するなど、学校における働き方改革を継続的に推進していきます。

(3) 保護者や地域社会における理解促進

学校における働き方改革は、教員の勤務環境を改善するための取組みですが、ひいては教員が子ども達と向き合う時間を確保するものであり、より良い教育を提供する上で必要不可欠です。保護者や地域社会の皆様に対して、この取組みは「教育の質」の向上を図るためであることを、正しく丁寧に説明していきます。

(4) 国・都への働きかけ

持続可能な勤務環境を構築するため、区教育委員会と学校が両輪となって積極的かつ果敢に取り組んでいきますが、基礎的自治体や各学校での取組みだけでは限界があり、国や広域自治体である東京都による抜本的な制度改正等が必要です。

区教育委員会では、国や東京都に対して、教職員定数の改善や独自の取組みに対する財政的支援等について、他の自治体と連携しながら求めていきます。

(5) 実施スケジュール

検討項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 学校運営の効率化				
(1)	学校閉庁日の設定	実施		
(2)	部活動休養日の設定	実施		
(3)	勤務時間の把握	予算化・実態把握	指針策定	
(4)	学校への照会件数の整理	実施		
(5)	開校時間の管理	実施		
2 実現に向けた予算化等の環境整備				
(1)	私費会計の管理適正化	指針検討・予算要求	実施	
(2)	専門スタッフの充実			
	①事務職員の活用	検討		
	②部活動指導員	拡充検討		
(3)	サポートスタッフの充実	拡充検討		
3 業務分担における庁内調整 ⇒ 長期的な検討項目				
4 保護者・地域等との調整 ⇒ 長期的な検討項目				

※検討項目及びスケジュールは、検討委員会等において検討・更新していきます。

(6) 目標の達成時期について

本区では、当面の目標を「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」とし、様々な施策に取り組んでいきますが、都の「学校における働き方改革推進事業」では、令和5年3月31日までに完了する区市町村での事業を補助対象としていることから、目標の達成時期を令和4年度末とします。

区教育委員会では、検討委員会を活用して、目標の達成へ向けた具体的な実施スケジュールの策定や進行管理、検討項目の見直し等を図っていきます。

【参考】都における教員の勤務実態

※ 東京都公立学校教員勤務実態調査の集計についてより一部抜粋

1 教員の1日当たりの在校時間

【平日1日当たりの在校時間】

- 本プランの策定に当たり、都教育委員会が都内公立学校教員の勤務実態について調査したところ、教諭（主幹教諭、指導教諭、主任教諭を含む。）平日1日当たりの在校時間は、中学校（11時間32分）が最も長く、小学校（11時間27分）、特別支援学校（10時間36分）、高等学校（9時間58分）の順となっています。
- また、副校長の平日1日当たりの在校時間は、小学校（12時間55分）、中学校（12時間09分）、高等学校（12時間26分）、特別支援学校（12時間46分）となっており、いずれの校種においても12時間を超えている状況にあります。

■教員の1日当たりの在校時間《平日》

平日	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
校長	10時間56分	10時間53分	10時間18分	10時間10分
副校長	12時間55分	12時間09分	12時間26分	12時間46分
教諭	11時間27分	11時間32分	9時間58分	10時間36分
養護教諭	9時間37分	10時間21分	9時間16分	10時間07分

- なお、上記については、年次有給休暇等を取得している者も含まれており、**休憩時間を含む1日の正規の勤務時間を超えて在校した教諭だけを抽出すると、それぞれ小学校（11時間44分）、中学校（11時間50分）、高等学校（10時間51分）、特別支援学校（11時間12分）**となっています。

【土曜日・日曜日の在校時間】

- 土日の在校時間については、教諭では土日ともに中学校、高等学校の順に長くなっており、部活動指導や授業準備等が主な要因となっています。
- いずれの校種においても、校長及び副校長が土日に在校している状況が見られ、校務の処理や地域行事への参加等が主な要因となっています。

■教員の1日当たりの在校時間《土日》

土曜日	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
校長	2時間44分	4時間21分	3時間15分	3時間46分
副校長	4時間04分	5時間53分	3時間48分	4時間58分
教諭	1時間55分	5時間51分	3時間14分	2時間07分
養護教諭	1時間18分	3時間54分	0時間37分	2時間25分
日曜日	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
校長	0時間35分	1時間11分	0時間00分	0時間31分
副校長	1時間37分	0時間46分	0時間38分	1時間12分
教諭	1時間06分	2時間31分	1時間31分	0時間15分
養護教諭	0時間03分	0時間40分	0時間00分	0時間39分

- なお、上記の在校時間は、今回調査した全教員の平均値であり、出校しなかった者や、正規の勤務時間を割り振られている者を含んでいます。
- 例えば教諭の場合において、週休日（勤務を要しない日）に出校した者の割合と在校時間の平均値は次のとおりとなっています。

教諭	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	土曜日	日曜日	土曜日	日曜日	土曜日	日曜日	土曜日	日曜日
週休日出校した者の割合	19.49%	18.53%	47.93%	28.26%	20.85%	12.12%	17.56%	5.76%
上記における在校時間の平均値	5時間59分	5時間35分	7時間37分	7時間47分	7時間05分	7時間06分	6時間24分	3時間38分

2 教員の週当たりの在校時間

【週当たりの在校時間】

- 1週間当たりの総在校時間の平均は、教諭の場合において中学校（64 時間 35 分）が最も長く、次いで小学校（58 時間 33 分）、特別支援学校（54 時間 22 分）、高等学校（53 時間 06 分）の順となっています。

■教員の1週間当たりの在校時間

1週間	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
校長	55時間59分	58時間42分	53時間15分	54時間08分
副校長	68時間33分	65時間54分	65時間06分	68時間59分
教諭	58時間33分	64時間35分	53時間06分	54時間22分
養護教諭	47時間45分	54時間50分	45時間29分	52時間41分

- これを在校時間の分布で見た場合、過労死ライン相当といわれる週60時間以上在校している教諭の割合は、小学校で37.4%、中学校で68.2%、高等学校で31.9%、特別支援学校で43.5%となっています。